

京都府現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規程

[最終改正 令和5.7.13 京都府警察本部訓令第10号]

(目的)

第1条 この規程は、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基き、京都府における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(現場写真記録の作成範囲)

第2条 規則第5条による現場写真記録の作成範囲は、次のとおりとする。

- (1) 内乱、騒ぎよう及び集団暴行並びに集団的若しくは凶器又は劇毒物を携行してする公務執行妨害事件
- (2) 強盗殺人、不同意性交等殺人その他の殺人事件のうち重要事件
- (3) 強盗傷人、強盗・不同意性交等及び集団的強盗事件
- (4) 銃器若しくは火薬類の使用その他特殊手段による強盗、傷害等の事件
- (5) 被害額30万円以上の特異又は重要な窃盗事件
- (6) 放火事件及び罹災戸数10戸以上の失火事件
- (7) 金融機関に対する強盗事件
- (8) 官公署、学校、重要文化財その他重要施設の失火事件
- (9) 銃器火薬類又は重要文化財に対する強窃盗事件
- (10) 公益事業に対する悪質又は計画的な妨害事件
- (11) 公共的施設に対する重大又は特殊手段による破壊若しくは妨害事件
- (12) 強盗、不同意性交等その他前各号以外の凶悪犯のうち特異又は重要事件
- (13) 労働争議、大衆闘争等群衆犯罪のうち重要事件
- (14) その他犯罪鑑識上、特に問題又は参考になると認められる事件

(準用)

第3条 前条各号に該当しない事件についても、現場写真（部見写真を含む。以下同じ。）を作成したときは、規則及びこの規程に準じて現場写真記録を作成しなければならない。ただし、事件の性質により、その作成の全部又は一部を省略することができる。

(作成責任者)

第4条 現場写真及び現場写真記録の作成責任者は、その事件の発生地を管轄する警察署の主務課長とする。ただし、特別捜査本部を設置した場合及び特に必要ある場合においては、警察本部（以下「本部」という。）でこれを作成し、本部の主務課長がその責に任ずる。

(作成の調整)

第5条 第2条に掲げる事件で、2以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、本部主務課において、その現場写真記録の作成を調整する。

2 第4条ただし書の場合を除き、本部において現場写真を作成したときは、これを管轄警察署に送付する。

(現場写真記録写の送付)

第6条 規則第7条第1号による現場写真記録の送付部数は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事件のいずれかに該当し、警察庁等に送付を要するものについては3部
- ア 騒ぎよう集団暴行等のうち重要事件
 - イ 強盗殺人、不同意性交等殺人その他の殺人事件等のうち重要事件
 - ウ 重要公共物若しくは戸数100戸以上の放、失火事件又は重要な連続放火事件及び特異手口による放火事件
 - エ 公共的施設に関する破壊又は妨害のうち重要事件

(2) 第2条各号のいずれかに該当するもののうち、前号に該当しないものについては1部

2 前項以外の現場写真記録写は、特に指示ある場合のほか、本部に送付することを要しない。

(現場写真記録の作成整理)

第7条 現場写真記録及び同写は、次のとおり作成整理しなければならない。

- (1) 現場写真記録用紙及び同保管袋は、本部から送付するものを使用すること。
- (2) 現場写真記録作成者は、その官職氏名を臨場事件記録表面の下部欄外に明記すること。
- (3) 現場写真記録作成者は、写真撮影者の氏名を各写真ごとに明示すること。ただし、表示板等により撮影者の明らかなものはこの限りではない。
- (4) 現場見取図の凡例は、別表によること。
- (5) 現場写真記録は、現場写真記録保管袋（別紙様式第1）に収納して保管すること。
- (6) 現場写真記録及び原板は、各年次別に作成番号の順序により保管すること。

第8条 規則第8条による現場写真記録処理簿は、次のとおり作成しなければならない。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当するとき、及び第3条により現場写真記録を作成したときは、すべて処理簿に登載すること。
- (2) 番号は、現場写真記録作成月日の順序による年次別追番号とすること。
- (3) 現場写真記録処理簿の備考欄には、現場写真記録の作成状況、現場写真の送付状況及び原板の処分状況を記載すること。
- (4) 現場写真記録処理簿は、別紙様式第2のとおりとする。

第9条 第3条ただし書の規定により、現場写真記録の作成を省略した場合において、必要により、現場写真を資料化するときは、別紙様式第3号又は別紙様式第4号を使用するものとする。

附 則

この訓令は、昭和32年2月20日から施行し、昭和32年1月1日から適用する。

様式第 1 号

年 号											
現 場 写 真 記 録											
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 号</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">所轄署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> </table>		年 号		所轄署		事件名		日 時		場 所	
年 号											
所轄署											
事件名											
日 時											
場 所											
京都府 警察署											

様式第 2 号

現 場 写 真 記 録 処 理 簿								
番号	事件名	発生(発覚) 日 時	場所	被害者住所、 氏名、年齢	加害者住所、 氏名、年齢	逮 捕 年月日	送 付 年月日	備考

別表 略

(表)

() 事 件 現 場 写 真	
撮影者	警察署 印

(裏)

日 時	年 月 日 時 分 発生
	年 月 日 時 分 発覚
	年 月 日 時 分 臨検
場 所	
被 害 者	
被 疑 者	
事 案 の 概 要	

様式第4号

	図面 点から矢印の方向に撮影したもの
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

(写 真 貼 付 欄)

備 考

- 1 様式第3号の事件名欄（ ）内には、窃盗に限りその中種別名を記入すること。
- 2 様式第4号の口内には、各葉ごとの番号を記入すること。

(写真貼付欄)

図面

点から矢印の方向に撮影したもの